

「見える化」の枠組み

医療の「見える化」

○病床機能報告制度・地域医療構想

- 医療機関が、現在の病床機能と今後の方向性を病棟単位で都道府県に報告。都道府県が、**地域ごとに各病床機能の医療需要及び将来の必要病床数**を含む地域医療構想を策定し、病床の機能分化・連携を推進。
- 地域医療構想等を踏まえ、**医師・看護職員等の需給を見直し、地域定着対策を推進。**

○医療費適正化計画（地域ごとの医療費等）

- 医療費適正化計画の策定を通じて、**地域ごとの医療費、医療費目標、医療費適正化に向けた取組状況等**を明らかにし、**地域差の要因分析、医療費適正化効果のエビデンスの提示等**を実施。

○データヘルス（レセプト・健診情報等を活用した保健事業）

- 保険者が策定する**データヘルスの計画**を把握・分析し、**保険者ごとの取組状況等**を明らかにする。

住民負担の「見える化」

○国保における標準保険料率

- 国保の財政運営が都道府県に移行した後、**地域ごとの医療費水準が反映された標準保険料率**を提示。

病床機能報告制度のデータ、レセプト・特定健診等のNDBデータ、DPCデータ、病院報告、患者調査等の統計データなどを活用

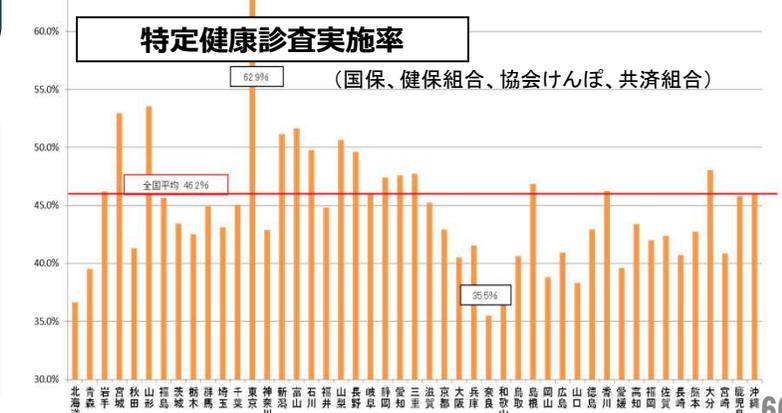
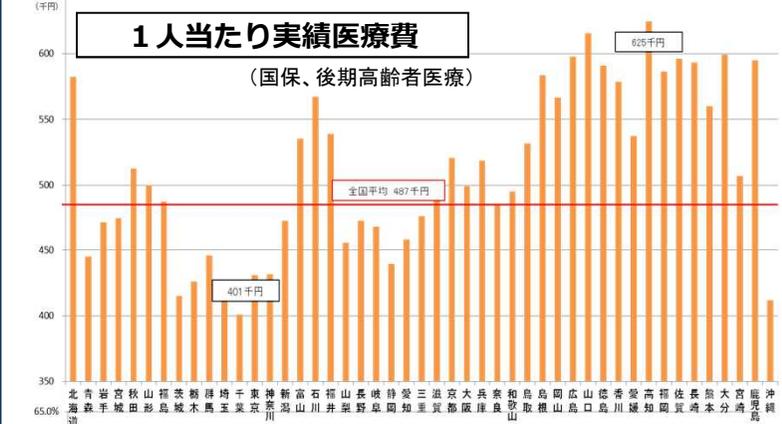
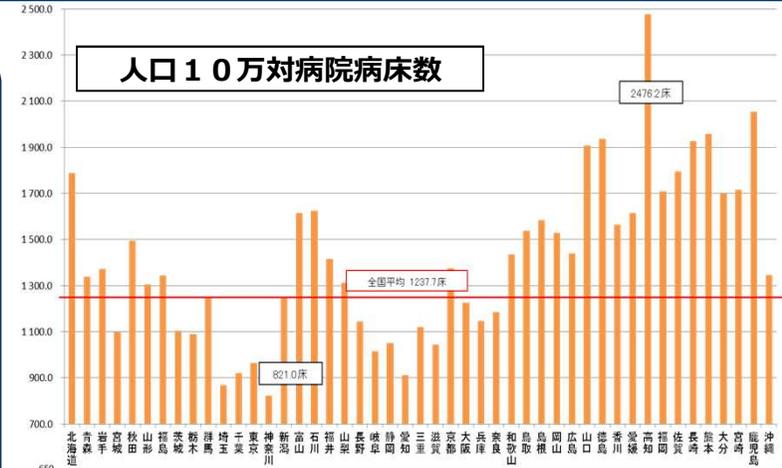
分析項目（都道府県別、二次医療圏別、市町村別、保険者別など）

○**医療提供体制**〔病床数、**将来の必要病床数**、平均在院日数、**疾病別患者数**、**後発医薬品の使用割合**、**重複受診・投与の状況**等〕

○**予防・健康づくり**〔特定健診・保健指導の実施率、メタボ該当者数、**重症化予防(糖尿病性腎症・脳卒中・心筋梗塞等)の取組状況**等〕

○**医療費**〔入院・外来別、**病床種別**、**性・年齢別**、**疾患別**等〕

赤枠は、新たに「見える化」する項目



～平成29(2017)年度

平成30(2018)年度～

「見える化」の推進

地域医療構想を策定し、病床機能の分化・連携を推進

- (①調整会議の開催、②基金の効果的な活用、
⇒調整会議における協議だけでは進まない場合には、③知事による要請・指示等(※))
※要請・指示等に従わない場合・・・(要請の場合は勧告した上で)医療機関名の公表、
地域医療支援病院・特定機能病院の不承認・承認の取消し 等

医療費適正化計画(平成30(2018)年度改訂予定)の前倒し・加速化

保険者努力支援制度の趣旨を前倒しで実施(現行補助に反映)

都道府県による国保の財政運営開始
(都道府県が提供体制と保険制度の両面から責任を果たす体制を確立)

医療計画と介護保険事業(支援)計画の同時策定

地域において患者
ニーズにあった機能
別の病床数の実現

都道府県ごとの医療
費目標を設定し、
PDCAサイクルを強化

インセンティブの強化

- ・医療費適正化に積極的に取り組む保険者、自治体を重点的に支援
- ・健康産業の拡大に向けた好事例の横展開を進めるプラットフォームに協力

地域差の是正

インセンティブの強化

○保険者へのインセンティブ

	健保組合 共済組合	協会けんぽ	国保 (都道府県・市町村)	後期高齢者 医療広域連合
手法	後期高齢者支援金の加減算制度を見直し	各支部の取組等を都道府県単位保険料率に反映	保険者努力支援制度を創設(現行補助に趣旨反映)	各広域連合の取組等を特別調整交付金に反映
時期	平成27(2015)年度から新たな指標を検討し、順次実施			
指標	特定健診・保健指導の実施率、後発医薬品の使用割合、データヘルスの指標等を活用(各制度の特性を踏まえながら検討)			

○医療提供者へのインセンティブ

- [平成28(2016)年度診療報酬改定で検討]
- ・病床の機能に応じた評価(高度急性期、急性期、回復期、慢性期等)
 - ・かかりつけ医、かかりつけ薬局の評価
 - ・いわゆる門前薬局に対する評価の見直し
 - ・後発医薬品の使用促進

○個人へのインセンティブ

- ・保険者によるヘルスケアポイントの導入、保険料への支援(平成27(2015)年度中にガイドライン作成)

国民健康保険の見直しについて

事業運営の改善

レポート・健診情報等を活用した保健事業（データヘルス事業）の推進（市町村国保等）

■ 市町村国保は、平成26年度以降、順次、データヘルス計画（※）の作成・公表。

※「データヘルス計画」とは、データヘルス事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

<データヘルス事業を推進するための取組み>

① 国保データベースシステム（KDBシステム）を活用したデータ分析

- 市町村国保等における医療費分析や保健事業の計画の作成・実施等を支援するためのシステム（KDBシステム）が平成25年10月以降、順次稼働。
- KDBシステムを活用し、自らの地域の健康状態（特定健診・特定保健指導の実施状況、疾病別医療費等）の特徴を把握し、優先すべき課題を明確化（健診受診率向上、生活習慣病予防、重症化予防等）し、被保険者をリスク別に分け、個人に対する効果的・効率的な保健事業を実施する。

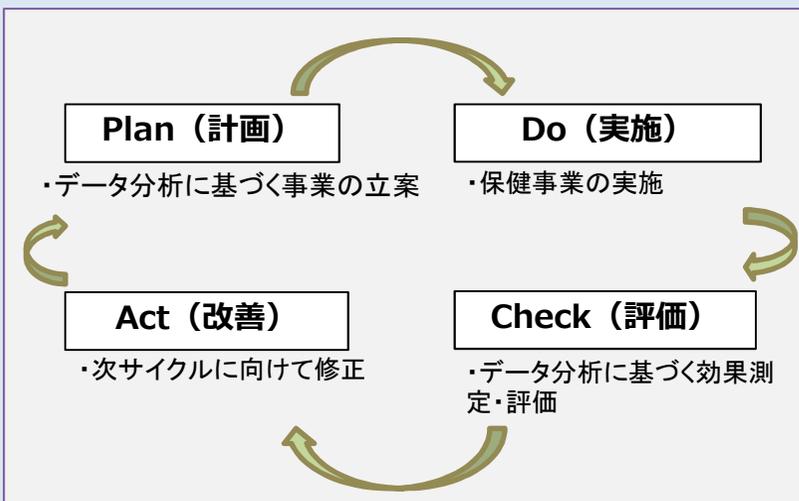
② 市町村国保の取組を支援するための体制整備

- 市町村国保等における取組を支援するための有識者等からなる支援体制を中央・都道府県レベルで整備し、市町村職員への研修や、市町村によるデータヘルス計画策定の支援等を実施。

531保険者を支援
(平成26年度)

保険者（市町村国保等）

<データヘルス計画>



○ KDBシステム



※ KDBシステムとは、「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、「統計情報」や「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。

データヘルス計画の作成支援

- 保健師等による
- データヘルス計画策定への助言
 - 具体的な保健事業の取組の提示
 - 保健事業の評価・分析
 - 市町村職員への研修 等

全国の
国保連合会

- 支援・評価に関するガイドラインの策定
- 国保連の支援・評価結果を分析
- 好事例の情報提供
- 国保連合会職員・保健師等への研修 等

支援

国保中央会

市町村国保におけるデータヘルス計画の策定状況

市町村国保の約6割は、データヘルス計画を策定済みまたは策定中。

○平成27年4月1日時点でのデータヘルス計画の策定状況

策定状況	保険者数
平成26年度に策定済み	383(22.0%)
策定中	688(39.5%)
未着手	670(38.5%)

○策定中688保険者の策定期期

策定期期	保険者数
平成27年度中に策定予定	607(34.9%)
平成28年度中に策定予定	61(3.5%)
上記以外	20(1.1%)

* 平成27年4月 厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

○呉市地域総合チーム医療による重症化予防等の取組

- ・ 呉市国保のコーディネイトにより地域の多職種(医師会・歯科医師会・薬剤師会)の連携を進め、疾病管理・保健事業を実施

〈糖尿病性腎症重症化予防〉

- ・ レセプトから抽出した対象病名ごとに指導対象者を選定し、個別に保健指導プログラムを行うことにより重症化を予防。プログラム参加者の腎機能はほぼ維持され、血糖値(HbA1c)は改善。平成22年度から26年度まで延べ347名の参加者の中で人工透析を導入した者は3名のみ。

〈脳卒中再発予防〉

- ・ 脳卒中の再発予防・重症化予防のための患者に対する保健指導プログラムを地域総合チーム医療で提供。

○後発医薬品の使用促進

- ・ 後発医薬品に切り替えることによって一定以上の医療費負担軽減効果がある者に、削減額等を通知するサービスを実施。平成20年7月から26年3月までの通知者の82%が後発医薬品へ切り替え。

○重複受診・頻回受診対策

- ・ 重複受診者(同一月に同一疾患で、3医療機関以上受診している方)や、頻回受診者(一医療機関に一月当たり15日以上受診している方)に対して訪問指導を実施

※ 平成24年度における訪問指導の効果

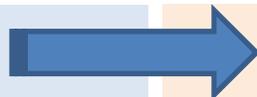
(重複受診) 対象者: 47名 うち訪問指導実施者: 10人 効果額: 52万円

(頻回受診) 対象者: 530名 うち訪問指導実施者: 147人 効果額: 1,351万円

後期高齢者の保健事業の充実について

介護予防や認知症対策などに加え、高齢者のフレイル対策に資するよう、後期高齢者医療における保健事業についても、その取組の充実を図る。

[現状]



[充実の方向性]

① 健康診査

- 全広域連合で実施。受診率は25.1% (H25年度)。市町村等に委託。
- 基本的に腹囲測定を除き特定健診(若年者)と同じ項目。

② 健診以外の保健事業

- 健診以外に、
 - ・歯科健診
 - ・重複・頻回受診者等への訪問指導
 - ・ジェネリック医薬品使用促進に向けた取組 などを実施。

③ 保健事業の実施体制

- 35広域連合で保健事業実施計画を策定済(平成27年度中に全広域連合で策定予定)。

- 生活習慣病等の重症化予防、心身機能の低下に伴う疾病の予防のため、高齢者の心身の特性に応じた保健指導等の実施を推進。

◎国保法等改正法案による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律

第125条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

(平成28年4月1日施行)

- 平成28年度から、栄養、口腔、服薬などの面から、高齢者の特性にあった効果的な保健事業として、専門職による支援をモデル実施。※効果検証を行い、平成30年度からの本格実施を目指す。
- 今年度、心身機能等の包括的なアセスメント手法、効果的な支援方法の研究を実施。
- 広域連合と介護保険の地域支援事業を行う市町村が連携を図るなど医療介護連携を推進。